

徳島県告示第二百九十四号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬郡つるぎ町半田字松生三五二の五
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅